

Q：私も、老後に備えて家族のための信託の利用を考えたいのですが、具体的にはどのように進めたらよいのでしょうか。

A：信託制度を具体的に利用するには、目的や個別事情に即した的確な制度設計が求められますので、ぜひ専門にご相談下さい。

1. 信託の設定

信託は、色々な要請に対応することができる可能性を秘めた優れた制度ですが、重要なのは、個々のケースに即した信託の設定（信託行為と呼ばれます）、即ち、信託の目的は何か、信じて託すべき受託者を誰に頼むか、どのような財産に信託を設定するか、信託の目的に添った信託行為の具体的な内容をどうするか、そして、課税上の検討を踏まえた上で、将来を見越した信託行為の実現のためのスキームを構築し、契約条項の内容を吟味して信託契約を締結するなど、いわばオーダーメイドで設計をする必要があります。

2. 検討すべき事項

そのためには、第1に、ライフプランを踏まえた資産の配分や妥当性の検証、信託法や手続きなどに関する法的検討とスキームの構築、税務的な検討や対策など、信託に関する専門家たち（FP、弁護士、司法書士、税理士など）のチームワークと関与が当然必要になるでしょう。

第2に、最大の重要な課題は、誰を「受託者」にするかです。信頼して財産を託すべき「受託者」を見つけることが実際には最大の難関でしょう。

受託者の資格としては、自然人でも法人でも可能ですが、具体的に探し出すのは容易ではありません。

まず考えられるのは、親族などに適任者がいるかどうかです。第三者ではないので安心できる側面がありますが、それとて必ずしも安心出来るとは限らないし、何より受託者となるのは、厳しい義務と責任が課せられるとともに、信託行為を的確に実行するための体制や能力、ノウハウに乏しいという場合が多く、適任者をみつけるのがなかなか困難という実情があります。

それでは、信頼できる弁護士や司法書士などと信託契約を結び、受託者になってもらうことは可能でしょうか。

一応可能ですが、信託制度の健全性を維持する観点から、信託業法上の制約があります。それは、信託の引受を業として行う場合には、免許又は登録（管理型信託のみ

の場合)が求められているからです。従って、個別の委託者との個人的な信頼関係に基づいて受託者になる場合など反復継続性がない場合や、いわゆるボランティア的に営利性がない場合などは例外としても、弁護士が不特定多数の依頼者を想定して業として信託の引き受けを行うことは、信託業法上の問題があるのです。また、受託者が自然人の場合には、やはり年齢や健康などの面で、いつまで永続性を維持できるかという問題もあります。将来的に法改正があれば別ですが、現状では弁護士や司法書士自身が信託の受託者となるのは、色々障壁があることとなります。

この点、信用という面で、さらに金融機関として資産を運用することも可能ですから、一般的に言えば信託銀行が最もアドバンテージがあることとなりますが、営利を目的とする金融機関ですから、当然収益性や採算性の観点から信託商品として販売する定型的な内容は別として、家族のための信託など個別のケースに即したいわばオーダーメイド的な信託の設定を求めることはなかなか難しいでしょう。

2. 家族のための信託専門の会社

そこで、社会的なニーズに対応して登場したのが、家族的な信託の受託を主たる目的とした信託会社(株式会社)の登場です。既にいくつかの信託会社が設立されていますが、ここではそのうちの1社をご紹介します。弁護士や税理士が参加して設立された信託会社、「ほがらか信託株式会社」があります。受託先の候補の一つとしてご検討いただければ幸いです。